【2E-1201】気候変動問題に関する合意可能かつ実効性をもつ国際的枠組みに関する研究(H24~H26:累計予算額 67.555 千円)

亀山 康子((独)国立環境研究所)

1. 研究実施体制

- (1)気候変動問題における国際的合意可能性及び実効性に関する調査研究((独) 国立環境研究所)
- (2) 気候変動に関する国際枠組みオプションの国際法的研究(名古屋大学)
- (3) 炭素市場メカニズムの枠組みオプションに関する経済学的研究(兵庫県立大学)
- (4) 炭素変動に関する国際交渉過程を踏まえた枠組みオプションに関する研究((公財)地球環境戦略研究機関)

2. 研究開発目的

本研究では、ダーバン・プラットフォームで合意されるべき新たな国際枠組みについて、具体的な枠組みのオプションを提示することを最終的な目的とする。この目的を達成するために、本研究では、特に、交渉に直接的・間接的に携わる国内外の利害関係者(ステークホールダー)の意見を収集し、また、収集した意見を踏まえてステークホールダーと情報共有していく双方向の情報交換のプロセスを重視する。

ダーバン・プラットフォームで目指されている国際枠組みに関しては、「すべての国の参加」と「法的拘束力を伴う」枠組みであること、の2つだけが前提条件として決まっており、それ以外の枠組みの法形式や構造等の具体的なイメージは、交渉会議を経て少しずつ固まっていくことが想定されていた。また、その制度は、長期目標として気候変動影響を最低限度に抑えるに十分な排出削減を実現するだけの実効性が必然的に求められる。既往研究では、トップダウン(厳格な国際法を定めて各国が遵守する)かボトムアップ(各国の自主性を尊重し、それを足し合わせたものが国際的な対応となる)かという二択の議論が主流だったが、両者に長所短所があり、第3の道への工夫が求められている。

この第3の道を模索するために、新しい枠組みの骨格としての法形式を中心にアンケート調査を実施し、この結果を踏まえて、複数のオプション案を作成する。また、オプション案作成の際に重要な構成要素となる排出削減目標、事前協議プロセス、MRV(測定、報告、検証手続き)、資金メカニズム、炭素メカニズム、差異化方法等について、実際の交渉における国の意見の整理や文献調査等によって包括的に検討した。

3. 本研究により得られた主な成果

(1) 科学的意義

今回実施したウェブアンケート調査では、回答者が少ないという点で課題が残るものの、多数の回答が得られることが調査開始当初から期待できないため、国際的に見ても類似の調査は皆無であり、得られた知見には高い関心が寄せられた。また、アンケート調査で得られた知見を専門家に見せて意見を問うという手法を用いたインタビュー調査により、調査で得られた結果に対する信用性が高まった。このようなアンケートとインタビューを組み合わせた手法は、本課題のように、複雑で回答者が得られにくい定性的な結果を求める調査に有用と考えられる。

国際法の観点からは、気候変動対策に関連して生じている、同一主題が複数の国際条約で規律される場合の法的問題について検討し、いわゆる「国際法の断片化」と呼ばれる問題を実証的、理論的に検討し、一つの具体的な事例研究の成果を提供することができた。また、多数国間環境条約や他の分野の国際条約に見られるMRV の制度(報告・審査制度、遵守制度)について検討し、条約義務の実効的な遵守確保を可能にする要因を検討し、条約の履行確保に関する研究成果を提供することができた。経済学的な観点からは、炭素市場メカニズムの制度設計に関して、従来型の理論研究と実践現場とのかい離の縮小を目指し、一部これを達成できた。

さらに、国際交渉において長年、根深い対立点となっている、衡平性あるいは差異化のあり方について、これまでの議論をレビューすると共に最新の動向をとりまとめ、主要交渉グループの交渉ポジションをまとめることができた。また、2020年以降の枠組み構築に向けた 2015 年合意の位置づけに関するオプションをまとめ、それぞれにおける差異化のあり方についての検討を行うことができた。

(2) 環境政策への貢献(研究者による記載)

<行政が既に活用した成果>

中央環境審議会(環境省)、環境省「気候変動「2020 年以降の国際枠組み」に関する検討会」、環境省「気候変動次期枠組みに関する IGES (地球環境戦略研究機関) ワーキンググループ」、産業構造審議会 (経済産業省)、総合資源エネルギー調査会 (経済産業省) 長期需給見通し小委員会、交通政策審議会 (国土交通省)、科学技術・学術審議会 (文部科学省)、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会 (農林水産省)等、政府内の各種審議会、委員会等の委員として議論に参画し、本研究成果を基に、気候変動政策の立案に貢献した。

地方自治体においても、兵庫県や神戸市、神奈川県、鎌倉市等の環境審議会において、本研究の成果を踏まえて温暖化防止計画の改定作業に携わった。特に平成26年度には、神戸市の改定部会の委員長、兵庫県のエネルギー政策有識者会議の委員長をそれぞれ務めるなど、自治体レベルでの温暖化対策の審議進展に寄与した。

政策立案に関与する各種ステークホールダーへのインプットという観点からは、自由民主党、民主党、業界団体等を対象として、本研究成果に基づき、気候変動交渉の動向と約束草案について講演を行った。環境省主催「地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」などにおいて、本研究成果に基づくプレゼンを行う等、途上国の政策担当者の能力構築に貢献した。

また、「気候変動次期枠組みに関する IGES (地球環境戦略研究機関) ワーキンググループまた、外務省「21世紀東アジア青少年大交流計画 (JENESYS)」や JICA トレーニングワークショップにおいて、本研究成果に基づくプレゼンを行う等、途上国の政策担当者の能力構築に貢献した。COP 期間中にはサイドイベントを複数主催し、あるいは国際エネルギー機関 (IEA) 等の国際機関や海外の研究機関が開催するサイドイベント等において発表を行うことを通じ、本研究成果の国際的な発信を行うとともに、日本の気候変動政策研究のプレゼンスを高めることができた。

<行政が活用することが見込まれる成果>

2015 年 3 月現在、行政の関心事は専ら 2030 年の排出削減目標の水準であるが、いったん水準が決まった後は、全体の国際枠組みの中における排出削減目標の位置付けが ADP 会議での交渉の焦点となることから、COP21 に至る半年余りの間、外務省や環境省の交渉担当官のポジションを議論する際に参照してもらうことが期待される。特に、多数国間環境条約や他の分野の国際条約に見られる MRV の制度(報告・審査制度、遵守制度)について検討し、条約義務の実効的な遵守確保を可能にする要因を検討した、条約の履行確保に関する成果は、気候変動の国際枠組みの強化のみならず他の環境条約の制度構築にも資することが見込まれる。

また、アンケート調査報告書は英文にて公開していること、本研究成果に基づき、各国の INDC の事前協議及び野心度引き上げのプロセス、及びアジアにおける気候資金の現状について、それぞれダーバン・プラットフォーム作業部会 (ADP) や資金に関する常設委員会 (SCF) に対する意見提出を行ったことから、COP21 以降も引き続き国外のステークホールダーにも本研究成果の影響がインプットされることが期待できる。

京都議定書に続く枠組みがどのようになるかは、国だけでなく自治体の政策にも影響する。たとえば、兵庫県内でも石炭火力の増設が計画されているが、それを国内でオフセットするのは量的に不可能と考えられ、国際的な市場メカニズムの利用が不可避であろう。

4. 委員の指摘及び提言概要

政策の形成に直結する研究であり、国際的規模での関係者へのアンケート調査を科学的視点から準備し、実施したことが高く評価できる。COP会議の進行そのものにも貢献しうるのではないかと期待される。ただし、サブテーマ3はより平明な説明による一般への成果の公表を望む。サブテーマ4の分析は交渉動向の取りまとめに終わっている。

5. 評点

総合評点: A